

仙台市集団移転跡地利活用検討委員会設置要綱

(平成28年10月31日市長決裁)

(設置)

第1条 津波被災地域における防災集団移転促進事業により本市が取得した土地（以下「集団移転跡地」という。）の利活用についての専門的な知見を有する者の意見を踏まえ、集団移転跡地の利活用の方針に反映させることを目的として、仙台市集団移転跡地利活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会の検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 集団移転跡地の利用の方向性に関すること
- (2) 集団移転跡地の具体的な用途に関すること
- (3) その他集団移転跡地の利活用に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成29年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって、これを定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市整備局計画部復興まちづくり課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成28年11月23日から実施する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成29年3月31日をもって、その効力を失う。